

**訪問看護・介護予防訪問看護  
サービス利用契約書・重要事項説明書**

社会福祉法人 恩賜財團 済生会支部鹿児島県済生会

済生会鹿児島地域福祉センター  
なでしこ訪問看護ステーション

なでしこ訪問看護ステーション  
サービス利用契約書・重要事項説明書

◆目次◆

I. サービス利用契約書

|                    |   |
|--------------------|---|
| 第一章 総則             | 3 |
| 第二章 サービスの利用と料金の支払い | 3 |
| 第三章 事業者の義務         | 4 |
| 第四章 損害賠償           | 5 |
| 第五章 契約の終了          | 5 |
| 第六章 その他            | 6 |

II. 重要事項説明書

|                       |    |
|-----------------------|----|
| 1. 事業者                | 7  |
| 2. 事業所の概要             | 7  |
| 3. 事情実施地域及び営業時間       | 8  |
| 4. 職員の体制              | 8  |
| 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金 | 8  |
| 6. サービスの利用に関する留意事項    | 15 |
| 7. 事故発生時の対応           | 16 |
| 8. 苦情の受付について          | 18 |
| 9. 訪問看護医療 DX 情報活用について | 18 |
| 10. 医療保険の料金等について      | 19 |
| 11. 保険外の有償サービスについて    | 21 |
| 12. <付属文書>            | 22 |

III. 個人情報の取り扱いについて ······ 26

## I. サービス利用契約書

私（契約者・利用者）と社会福祉法人<sup>恩賜</sup>済生会支部鹿児島県済生会済生会鹿児島地域福祉センター（以下「事業者」という）は、利用者である私が、事業者から提供される訪問看護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結します。

### 第一章 総則

#### 第1条（契約の目的）

- 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、第4条及び第5条に定める訪問看護サービスを提供します。
- 事業者が利用者に対して実施する訪問看護サービス内容、利用日、利用時間、契約期間、費用等の事項（以下「訪問看護サービス計画」という。）は、別紙『（サービス利用書）』に定めるとおりとします。

#### 第2条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

但し、契約期間満了の7日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

#### 第3条（訪問看護計画の決定・変更）

- 事業者は、主治医の訪問看護指示書に基づき、利用者に係る居宅サービス計画が作成されている場合には、それに沿って訪問看護サービス計画を作成するものとします。
- 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、主治医の訪問看護指示書に基づき訪問看護サービス計画の作成を行います。その場合に、事業者は、契約者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。
- 事業者は、訪問看護サービス計画について、契約者に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 事業者は、利用者に係る主治医の訪問看護指示書および、指示書に基づき居宅サービス計画が変更された場合は、訪問看護サービス計画を変更するものとします。
- 事業者は、訪問看護サービス計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

#### 第4条（介護保険給付対象サービス）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして別紙「重要事項説明書」に記載のとおり、利用者の居宅に看護職員を派遣し、利用者に対して訪問看護サービスを提供するものとします。

#### 第5条（介護保険給付対象外のサービス）

- 事業者は医師の訪問看護指示書に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える等、必要に応じて介護保険給付対象外のサービスを提供するものとします。
- 事業者は、第1項で定める各種のサービスの提供について、必要に応じて利用者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

### 第二章 サービスの利用と料金の支払い

#### 第6条（サービス利用料金の支払い）

- 1 契約者は、第4条に定めるサービスについて、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分を事業者に支払うものとします。但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、契約者はサービス利用料金を事業者に支払うものとします。
- 2 第5条第1項に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。
- 3 前2項の他、契約者は、利用者が事業者の通常のサービス提供実施地域以外の居宅におけるサービスの提供を受ける場合には、交通費実費相当額を事業者に支払うものとします。
- 4 契約者は、前3項に定めるサービス利用料金を事業者が指定する方法によって支払うものとします。

## **第7条（サービス利用料金の減免）**

事業者は、別に定める「利用料減免規程」に基づき、契約者の支払うべき利用料金の1部又は全部を減免することがあります。

## **第8条（利用の中止、変更）**

- 1 契約者は、利用期日前において、訪問看護サービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービス実施日の前日までに事業者に申し出るものとします。
- 2 契約者が、利用期日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。但し利用者の正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- 3 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更の申し出に対して、看護職員の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議するものとします。

## **第9条（利用料金の変更）**

- 1 第6条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第6条第2項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の2か月前までに説明をした上で当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には本契約を解約することができます。

## **第三章 事業者の義務**

### **第10条（事業者及びサービス従事者の義務）**

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は、利用者に対する訪問看護サービスの実施について記録を作成し、それを5年間保管し、契約者又は代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、又はその複写物を交付するものとします。

### **第11条（守秘義務等）**

- 1 事業者、サービス従事者又は従業員は、訪問看護サービスを提供する上で知り得た利用者及び契約者等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。
- 2 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前2項にかかわらず、利用者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当

な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を得た上で、利用者又は契約者等の個人情報を用いることができるものとします。

### **第12条（訪問看護職員の禁止行為）**

訪問看護職員は、利用者に対する訪問看護サービスの提供にあたって、次の各号に該当する行為を行いません。

- 一 主治医の指示書に記載されていない行為
- 二 利用者もしくは契約者等からの金銭又は高価な物品の授受
- 三 利用者の家族等に対する訪問看護サービスの提供
- 四 飲酒及び利用者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- 五 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- 六 その他利用者もしくは契約者等に行う迷惑行為

## **第四章 損害賠償**

### **第13条（損害賠償責任）**

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者及び契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第11条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、利用者及び契約者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

### **第14条（損害賠償がなされない場合）**

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 利用者又は契約者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- 二 利用者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合
- 三 利用者又は契約者が、事業者及びサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

### **第15条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）**

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

## **第五章 契約の終了**

### **第16条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）**

- 1 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
  - 一 利用者が死亡した場合
  - 二 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
  - 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産等やむを得ない事由で事業所を閉鎖した場合
  - 四 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
  - 五 第17条から第19条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 2 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身の状

況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

#### **第17条（契約者からの中途解約）**

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の30日前までに事業者に通知するものとします。
- 2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
  - 一 第9条第3項により本契約を解約する場合
  - 二 利用者が入院した場合
  - 三 利用者に係る居宅サービス計画が変更された場合

#### **第18条（契約者からの契約解除）**

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には契約を解除することができます。

- 一 事業者、従事者が正当な理由なく本契約に定める訪問看護サービスを実施しない場合
- 二 事業者、従事者が第11条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業者、従事者が故意又は過失により利用者・契約者等の身心・財産・自尊心等に損害を与える不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

#### **第19条（事業者からの契約解除）**

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

- 一 契約者による第6条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延、1か月以内に支払うように催告したにもかかわらずこれが支払われない場合
- 二 利用者・契約者が、故意に事業者もしくは従事者の身心・財産・自尊心等に損害を与える不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

#### **第20条（精算）**

- 1 契約者は、利用期日前において訪問看護サービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申し出るものとします。
- 2 第16条第1項第二号から第五号により本契約が終了した場合において、契約者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務その他事業者に対する義務を負担しているときは、契約終了日から1週間以内に精算するものとします。

### **第六章 その他**

#### **第21条（苦情処理）**

事業者は、契約者からの苦情に対して、苦情受付窓口を設置して適切に対応します。

#### **第22条（協議事項）**

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

## II. 重要事項説明書

【令和7年4月1日改訂】

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(鹿児島県指定 4660190051)

当事業所はご契約者に対して指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

### 1. 事業者

(1) 法人名 社会福祉法人<sup>恩賜</sup><sub>財團</sub>済生会支部鹿児島県済生会  
(2) 法人所在地 鹿児島県薩摩川内市原田町2番46号  
(3) 電話番号 0996-23-5221  
(4) 代表者氏名 支部長 揚松 龍治  
(5) 設立年月 昭和27年8月

### 2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類 指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)事業  
平成12年4月1日指定  
(2) 事業の目的 疾病、負傷等により、寝たきりの状態にある高齢者又はこれに準ずる状態にある高齢者に対し、主治医の「訪問看護(介護予防訪問看護)指示書」に基づき「訪問看護(介護予防訪問看護)事業」を公益事業として実施し、在宅要介護高齢者及び在宅要介護者の療養上の世話又は必要な診療の補助を目的とする。  
(3) 事業所の名称 なでしこ訪問看護ステーション 平成6年12月28日指定  
(4) 事業所の所在地 鹿児島県鹿児島市小野町2427番2  
(5) 電話番号 099-281-9292  
(6) 事業所長(管理者) 氏名 川畑 まゆみ  
(7) 当事業所の運営方針 訪問看護(介護予防訪問看護)計画に基づき、病状の観察、主治医への報告、入浴介助、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう努める。  
(8) 開設年月 平成7年1月4日

### 3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 鹿児島市（旧吉田町・桜島地域・喜入町を除く）  
日置市(旧伊集院町)

(2) 営業日及び営業時間

|           |   |
|-----------|---|
| 営業日       | 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までは、利用者の状況に応じて対応する。 |
| 営業時間      | 原則として 8時30分～17時15分                                |
| サービス提供時間帯 | 原則として 8時30分～17時15分                                |

### 4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

| 職種           | 常勤 | 非常勤 | 常勤換算 | 指定基準 | 備 考         |
|--------------|----|-----|------|------|-------------|
| 1. 事業所長（管理者） | 1  |     | 1    | 1名   | 管理者は訪問看護師兼務 |
| 2. 訪問看護師など   | 2  | 3以上 | 2.5  | 2.5名 |             |

### 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者のご家庭に訪問し、訪問看護(介護予防訪問看護)サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分(通常9割)が介護保険から給付されます。

☆平成27年度介護保険制度改正に伴い、平成27年8月から「一定以上所得者の負担割合の見直し」がなされます。所得条件によっては、1割負担から2割負担へ変更となる方もあります。サービスご利用時は「介護保険負担割合証」をサービス事業所へ提出下さい。

☆ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた訪問看護(介護予防訪問看護)サービス計画に定められます。

①訪問看護(介護予防訪問看護)サービスの概要

○健康相談

- …健康のチェックと助言（血圧・体温・呼吸・脈拍）
- …特別な病状の観察と助言

○日常生活の看護

- …清潔のケア
- …食生活のケア
- …排泄のケア
- …療養環境整備のアドバイス
- …寝たきり予防のためのケア
- …コミュニケーションの援助

## ○在宅リハビリテーション看護

- …体位交換、関節などの運動や動かし方の指導
- …日常生活動作の訓練（食事・排泄・移動・入浴・歩行など）
- …福祉用具（ベッド・ポータブルトイレ・補聴器・車椅子・食器など）の利用相談
- …外出・レクリエーションの支援
- …生活の自立・社会復帰への支援

## ○精神・心理的な看護

- …不安な精神・心理状態のケア
- …生活リズムの調整
- …社会生活への復帰援助
- …事故防止のケア
- …服薬のケア
- …リラックスのためのケア
- …介護者の精神的支援及び介護負担に関する相談

## ○認知症の看護

- …認知症への対応方法指導や相談
- …生活リズムの調整
- …レクリエーションの援助
- …事故防止のケア

## ○検査・治療促進のための看護

- …病気への看護と療養生活の相談
- …床ずれ・その他創部の処置
- …医療機器や器具使用者のケア
- …服薬指導・管理
- …その他、かかりつけの医師の指示による処置・検査

## ○終末期の看護

### ②サービス利用料金

サービスについて、平常の時間帯での料金は次の通りです。

#### (訪問看護)

| サービスに要する時間                             | 20分未満  | 30分未満  | 30分以上<br>1時間未満 | 1時間以上<br>1時間半未満 |
|--|--------|--------|----------------|-----------------|
| 1. 利用料金                                | 3,140円 | 4,710円 | 8,230円         | 11,280円         |
| 2. うち、介護保険から<br>給付される金額(自己負<br>担1割の場合) | 2,826円 | 4,239円 | 7,407円         | 10,152円         |
| 3. サービス利用に係る<br>自己負担額(1-2)             | 314円   | 471円   | 823円           | 1,128円          |

#### (予防訪問看護)

| サービスに要する時間                             | 20分未満  | 30分未満  | 30分以上<br>1時間未満 | 1時間以上<br>1時間半未満 |
|--|--------|--------|----------------|-----------------|
| 1. 利用料金                                | 3,030円 | 4,510円 | 7,940円         | 10,900円         |
| 2. うち、介護保険から<br>給付される金額(自己負<br>担1割の場合) | 2,727円 | 4,059円 | 7,146円         | 9,810円          |
| 3. サービス利用に係る<br>自己負担額(1-2)             | 303円   | 451円   | 794円           | 1,090円          |

※準看護師が行なう場合は上記利用料金所定額の 100 分の 90 に相当する料金を算定します。

※①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者 (②に該当する場合を除く。) [10%減算]

②上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が 1 月あたり 50 人以上の場合 [15%減算]

③上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者 (当該建物に居住する利用者の人数が 1 月あたり 20 人以上の場合) [10%減算]

☆「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

☆上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問看護(介護予防訪問看護)計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて看護給付費体系により計算されます。

☆平常の時間帯以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

夜間 (午後 6 時から午後 10 時まで) : 25%

早朝 (午前 6 時から 8 時まで) : 25%

深夜 (午後 10 時から午前 6 時まで) : 50%

### ③各加算について

#### A 緊急時訪問看護加算 (II) (介護予防訪問看護を含む)

当事業所は、24 時間体制となっており、計画以外の緊急時訪問を必要とする利用者に対しては下記利用料金で緊急時訪問を利用することが出来ます。

□

|   |         |  |
|---|---------|--|
| 1. 利用料金                                   | 5,740 円 | 1ヶ月当たりの利用料金です。<br>(緊急時訪問が無い月でも、<br>複数回訪問の月でも同額<br>の料金が加算されます。) |
| 2. うち、介護保険から<br>給付される金額 (自己<br>負担 1 割の場合) | 5,166 円 |  |
| 3. サービス利用に係る<br>自己負担額 (1 - 2)             | 574 円   |  |

緊急時訪問看護加算は、区分支給限度基準額の算定対象外となります。

#### B 特別管理加算

特別な管理を必要とする利用者に対しては、別に厚生労働大臣が定める区分に応じて下記利用料金が加算されます。

□特別管理加算 (I)

|  |         |                |
|--|---------|----------------|
| 1. 利用料金                                  | 5,000 円 | 1ヶ月当たりの利用料金です。 |
| 2. うち、介護保険から<br>給付される金額(自己負<br>担 1 割の場合) | 4,500 円 |                |
| 3. サービス利用に係る<br>自己負担額 (1 - 2)            | 500 円   |                |

特別管理加算（II）

|  |         |                |
|--|---------|----------------|
| 1. 利用料金                                | 2,500 円 | 1ヶ月当たりの利用料金です。 |
| 2. うち、介護保険から<br>給付される金額(自己負<br>担1割の場合) | 2,250 円 |                |
| 3. サービス利用に係る<br>自己負担額 (1-2)            | 250 円   |                |

※特別管理加算は区分支給限度基準額の算定対象外となります。

C 長時間訪問看護加算

特別管理加算の対象者で、1時間30分を越える訪問看護を行った場合、1日につき300単位が加算されます。

D ターミナルケア加算

ターミナルケアを行った場合は下記利用料金が加算されます。

|   |          |             |
|---|----------|-------------|
| 1. 利用料金                                 | 25,000 円 | 該当月の利用料金です。 |
| 2. うち、介護保険から<br>給付される金額 (自己<br>負担1割の場合) | 22,500 円 |             |
| 3. サービス利用に係る<br>自己負担額 (1-2)             | 2,500 円  |             |

※「人生の最終段階における医療の決定プロセスにおけるガイドライン」等の内  
容を踏まえ、利用者本人と話し合い、利用者本人の意思決定を基本に、他の医  
療及び介護関係者との連携のうえ対応します。

※ターミナルケアの実施にあたっては、居宅介護支援事業所等と十分な連携を図  
ります。

E-1 初回加算（I）

新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、病院、診療所等から退院した日  
に初回訪問を行った場合に所定単位数を加算する。

|   |         |             |
|---|---------|-------------|
| 1. 利用料金                                 | 3,500 円 | 該当月の利用料金です。 |
| 2. うち、介護保険から<br>給付される金額 (自己<br>負担1割の場合) | 3,150 円 |             |
| 3. サービス利用に係る<br>自己負担額 (1-2)             | 350 円   |             |

E-2 初回加算（II）

新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、病院、診療所等から退院した翌  
日以降に初回訪問を行った場合に所定単位数を加算する。ただし、初回加算（I）  
を算定している場合は、算定しない。

|  |         |             |
|--|---------|-------------|
| 1. 利用料金                                  | 3,000 円 | 該当月の利用料金です。 |
| 2. うち、介護保険から<br>給付される金額（自己<br>負担 1 割の場合） | 2,700 円 |             |
| 3. サービス利用に係る<br>自己負担額（1 - 2）             | 300 円   |             |

F  退院時共同指導加算

|  |         |             |
|--|---------|-------------|
| 1. 利用料金                                  | 6,000 円 | 該当月の利用料金です。 |
| 2. うち、介護保険から<br>給付される金額（自己<br>負担 1 割の場合） | 5,400 円 |             |
| 3. サービス利用に係る<br>自己負担額（1 - 2）             | 600 円   |             |

G 看護・介護職員連携強化加算

訪問介護事業所と連携し、利用者に係わる計画の作成の支援を行った場合に加算  
されます。

|  |         |             |
|--|---------|-------------|
| 1. 利用料金                                  | 2,500 円 | 該当月の利用料金です。 |
| 2. うち、介護保険から<br>給付される金額（自己<br>負担 1 割の場合） | 2,250 円 |             |
| 3. サービス利用に係る<br>自己負担額（1 - 2）             | 250 円   |             |

H 複数名訪問加算（I）

必要に応じ 2 人の看護師が同時に訪問看護を行った場合に加算されます。

|  |         |               |
|--|---------|---------------|
| 1. 利用料金（30 分未満）                          | 2,540 円 | 1 回当りの利用料金です。 |
| 2. うち、介護保険から<br>給付される金額（自己<br>負担 1 割の場合） | 2,286 円 |               |
| 3. サービス利用に係る<br>自己負担額（1 - 2）             | 254 円   |               |

|  |         |               |
|--|---------|---------------|
| 1. 利用料金（30 分以上）                          | 4,020 円 | 1 回当りの利用料金です。 |
| 2. うち、介護保険から<br>給付される金額（自己<br>負担 1 割の場合） | 3,618 円 |               |
| 3. サービス利用に係る<br>自己負担額（1 - 2）             | 402 円   |               |

複数名訪問加算（II）

看護師と看護補助者が同時に訪問看護を行った場合に加算されます。

|   |        |               |
|---|--------|---------------|
| 1. 利用料金 (30分未満)                         | 2,010円 | 1回当たりの利用料金です。 |
| 2. うち、介護保険から<br>給付される金額 (自己<br>負担1割の場合) | 1,809円 |               |
| 3. サービス利用に係る<br>自己負担額 (1-2)             | 201円   |               |

|   |        |               |
|---|--------|---------------|
| 1. 利用料金 (30分以上)                         | 3,170円 | 1回当たりの利用料金です。 |
| 2. うち、介護保険から<br>給付される金額 (自己<br>負担1割の場合) | 2,853円 |               |
| 3. サービス利用に係る<br>自己負担額 (1-2)             | 317円   |               |

#### I 定期巡回・随時対応サービス連携型訪問看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して算定されます。

|   |         |               |
|---|---------|---------------|
| 1. 利用料金                                 | 29,610円 | 1月当たりの利用料金です。 |
| 2. うち、介護保険から<br>給付される金額 (自己<br>負担1割の場合) | 26,649円 |               |
| 3. サービス利用に係る<br>自己負担額 (1-2)             | 2,961円  |               |

要介護5の者に訪問看護を行う場合の加算

|   |        |               |
|---|--------|---------------|
| 1. 利用料金                                 | 8,000円 | 1月当たりの利用料金です。 |
| 2. うち、介護保険から<br>給付される金額 (自己<br>負担1割の場合) | 7,200円 |               |
| 3. サービス利用に係る<br>自己負担額 (1-2)             | 800円   |               |

\*医療保険の訪問看護を利用している場合、97単位/日の減算

#### J 訪問看護ステーションの理学療法士による訪問看護 (一回あたり20分)

|   |        |               |
|---|--------|---------------|
| 1. 利用料金                                 | 2,940円 | 1回当たりの利用料金です。 |
| 2. うち、介護保険から<br>給付される金額 (自己<br>負担1割の場合) | 2,646円 |               |
| 3. サービス利用に係る<br>自己負担額 (1-2)             | 294円   |               |

- ※1日3単位以上のは100分の90の額
- ※当該訪問看護事業所における前年度の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えた場合は1回の訪問につき8単位を所定単位数から減算する。
- ※緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算のいずれも算定していない場合、1回につき8単位を所定単位数から減算する。

訪問看護ステーションの理学療法士による介護予防訪問看護（一回あたり20分）

□

|  |        |               |
|--|--------|---------------|
| 1. 利用料金                                | 2,840円 | 1回当たりの利用料金です。 |
| 2. うち、介護保険から<br>給付される金額（自己<br>負担1割の場合） | 2,556円 |               |
| 3. サービス利用に係る<br>自己負担額（1-2）             | 284円   |               |

- ※1日3単位以上のは100分の90の額
- ※当該訪問看護事業所における前年度の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えた場合は1回の訪問につき8単位を所定単位数から減算する。
- ※緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算のいずれも算定していない場合、1回につき8単位を所定単位数から減算する。
- ※12月を超えて理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問を行う場合は、1回につき15単位を所定単位数から更に減算する。

## K サービス提供体制強化加算

□指定訪問看護を行った際、一回につき6単位を、定期巡回については1月につき50単位を所定単位数に加算。

交通費については通常の実施地域、実施地域以外共に徴収しません。

- ④ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ⑤介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

### （2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

介護保険給付の支給限度額を超えるサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

(訪問看護)

| 20分未満  | 30分未満  | 30分以上<br>1時間未満 | 1時間以上<br>1時間半未満 |
|--------|--------|----------------|-----------------|
| 3,140円 | 4,710円 | 8,230円         | 11,280円         |

(介護予防訪問看護)

| 20分未満  | 30分未満  | 30分以上<br>1時間未満 | 1時間以上<br>1時間半未満 |
|--------|--------|----------------|-----------------|
| 3,030円 | 4,510円 | 7,940円         | 10,900円         |

☆平常の時間帯以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増

料金が加算されます。

夜間（午後6時から午後10時まで）：25%

早朝（午前6時から8時まで）：25%

深夜（午後10時から午前6時まで）：50%

介護保険給付の支給限度額を超える理学療法士によるサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

一回（20分）あたり、  
理学療法士による訪問看護 2,940円  
理学療法士による介護予防訪問看護 2,840円

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

下記のいずれかの方法にてお支払下さい。

① 毎月末締めの翌月10日以降請求、20日までに契約者指定口座からの自動引き落とし

◆指定口座からの自動引き落としの取り扱い金融機関◆

・ゆうちょ銀行（1回につき10円の取り扱い手数料が必要となります。）

・鹿児島銀行（1回につき110円の取り扱い手数料が必要となります。）

\*誠に恐れ入りますが、手数料はご利用者様のご負担とさせていただきます。

\*20日に引き落としができず、再度引き落とし手続きをさせていただいた場合も更に手数料が発生いたしますので、ご了承ください。

② 毎月末締めの翌月10日以降請求、20日までに指定口座への振り込み

◆振り込み指定口座◆

・鹿児島銀行 武岡団地支店 普通預金 395217

社会福祉法人恩賜財団済生会支部鹿児島県済生会  
なでしこ訪問看護ステーション  
管理者 川畑 まゆみ

③ 引き落とし、振り込みが困難と判断した場合のみ、現金徴収とさせていただきます。

#### (4) 利用の中止、変更、追加

- 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、訪問看護(介護予防訪問看護)サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申し出てください。
- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問看護師の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

### 6. サービスの利用に関する留意事項

#### (1) サービス提供を行う訪問看護師

サービス提供時に、担当の訪問看護師を決定します。  
ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問看護師が交替してサービスを提供します。

#### (2) 訪問看護師の交替

##### ①ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問看護員の交替を希望する場合には、当該訪問看護師が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問看護師の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問看護師の指名はできません。

##### ②事業者からの訪問看護師の交替

事業者の都合により、訪問看護師を交替することがあります。  
訪問看護師を交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

#### (3) サービス実施時の留意事項

##### ①定められた業務以外の禁止

契約者は「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

##### ②訪問看護(介護予防訪問看護)サービスの実施に関する指示・命令

訪問看護(介護予防訪問看護)サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。

但し、事業者は訪問看護(介護予防訪問看護)サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

##### ③備品等の使用

訪問看護(介護予防訪問看護)サービス実施のために必要な電気・ガス・水道等は無償で使用させていただきます。

#### (4) 訪問看護師の禁止行為

訪問看護師は、ご契約者に対する訪問看護(介護予防訪問看護)サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ①ご契約者もしくはその家族等からの金品等の授受
- ②ご契約者の家族等に対する訪問看護(介護予防訪問看護)サービスの提供
- ③飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- ④ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑤その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

#### (5) 虐待の防止について

訪問看護師は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、次にあげるとおり必要な処置を講じます。

- ①虐待防止に関する担当者及び責任者に管理者を選定します。
- ②成年後見制度の利用を支援します。
- ③訪問看護師に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- ④虐待防止のための指針を作成します。

#### (6) 身体拘束の防止について

訪問看護師は、利用者の尊厳ある生活を阻む身体拘束の防止のために、次にあげるとおり必要な処置を講じます。

- ①身体拘束防止に関する担当者及び責任者に管理者を選定します。
- ②訪問看護師に対する身体拘束防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- ③利用者の生命・身体を保護するためにやむを得ず身体拘束を行う場合は、切迫性・非代替性・一時性の三原則に照合して判断します。
- ④やむを得ず身体拘束を行う場合は、家族の同意を得て、拘束の必要性、方法、拘束時間など具体的に記録に残します。
- ⑤身体拘束防止のための指針を作成します。

#### (7) 感染症の予防及びまん延防止について

- ①感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を設置します。
- ②感染症の予防及びまん延防止のための指針を作成します。
- ③感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を実施します。
- ④訪問看護師の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ⑤事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

#### (8) 業務継続計画の策定等

- ①感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- ②感染症及び災害に係る研修を定期的に行います。
- ③感染症や災害が発生した場合において、迅速に行動できるよう訓練を実施します。

## 7. 事故発生時の対応

- 利用者に対する指定訪問看護サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、主治医、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。
- 発生した事故の状況及び、事故に際して採った処置について記録することとします。
- 利用者に対する指定訪問看護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- 事故が生じた際は事故の原因を解明し、再発生を防止するための対策を講じます。

## 8. 苦情の受付について

### (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

|          |         |              |
|----------|---------|--------------|
| ○苦情受付担当者 | (担当者)   | (職名)         |
|          | 川畠 まゆみ  | 管理者（看護師）     |
|          | 電話番号    | 099-281-9292 |
| ○苦情解決責任者 | (責任者)   | (職名)         |
|          | 早田 利博   | 管理責任者        |
|          | 電話番号    | 099-202-0710 |
| ○受付時間    | 月曜日～土曜日 | 8:30～17:15   |

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

|   |                            |  |
|---|----------------------------|--|
| 鹿児島市<br>健康福祉局すこやか長寿部<br>介護保険課給付係            | 所在地<br>電話番号<br>FAX<br>受付時間 | 鹿児島市山下町11番1号<br>099-216-1280<br>099-219-4559<br>8:30～17:15 |
| 国民健康保険団体連合会<br>介護保険課介護相談室                   | 所在地<br>電話番号<br>FAX<br>受付時間 | 鹿児島市鴨池新町7-4<br>099-213-5122<br>099-250-4307<br>8:30～17:00  |
| 鹿児島県社会福祉協議会<br>事務局長寿社会推進部<br>福祉サービス運営適正化委員会 | 所在地<br>電話番号<br>FAX<br>受付時間 | 鹿児島市鴨池新町1-7<br>090-286-2200<br>099-257-5707<br>8:30～17:00  |

## 9. 訪問看護医療 DX 情報活用について

- 当ステーションは、訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成4年厚生省令第5号）第1条に規定する電子情報処理組織の利用による請求を行っています。
- 当ステーションは、.健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認（以下「オンライン資格確認」という。）を行う体制を有しています。
- 当ステーションは、居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムの活用により、看護師等が利用者の診療情報等を取得及び活用できる体制を有しています。
- 当ステーションは、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して訪問看護・指導を実施しています。
- マイナ保険証の利用を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

## 10. 訪問看護療養費（医療保険）

以下のサービスにつきましては、医療保険の負担割によって利用料金が算定されます。

### □訪問看護基本療養費

- (イ) 週3日まで : 5,550円／日  
週4日以降 : 6,550円／日
- (ロ) 准看護師による場合  
週3日まで : 5,050円／日  
週4日以降 : 6,050円／日
- (ハ) 悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア又は褥創ケアに係わる専門の研修を受けた看護師による場合 12,850円

### □複数名訪問看護加算

- (イ) 保健師・助産師・看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士と同時に指定訪問看護を行う場合 4,500円
- (ロ) 准看護師と同時に指定訪問看護を行う場合 3,800円
- (ハ) 所定額を算定する指定訪問看護を行う看護職員 3,000円  
が看護補助者と同時に指定訪問看護を行う場合  
(別に厚生労働大臣が定める場合を除く。)
- (二) 所定額を算定する指定訪問看護を行う看護職員が看護補助者と同時に指定訪問看護を行う場合  
(別に厚生労働大臣が定める場合に限る。)
- (1) 1日に1回の場合 3,000円  
(2) 1日に2回の場合 6,000円  
(3) 1日に3回以上の場合 10,000円

### □夜間早朝訪問看護加算 2,100円

- 夜間 (午後6時から午後10時まで)
- 早朝 (午前6時から午前8時まで)

### □深夜訪問看護加算 4,200円

- 深夜 (午後10時から午前6時まで)

### □訪問看護管理療養費

- 月の初日 : 7,670円  
2回目以降 : 3,000円 \*訪問看護療養費1を算定

### □その他の加算など

難病等複数回訪問看護加算 (1日に複数回の訪問看護を受けた合)

- 2回 : 4,500円 ※同一建物内3人以上は4,000円  
3回 : 8,000円 ※同一建物内3人以上は7,200円

### □24時間対応体制加算

6,520円／月

□特別管理加算

気管カニューレ・留置カテーテルを使用している方

在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理または在宅強心剤持続投与指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている方

5,000 円／月

在宅酸素療法指導管理・在宅中心静脈栄養法指導管理・在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿指導管理・在宅人工呼吸指導管理・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理・在宅自己疼痛管理指導管理・在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅血液透析指導管理・在宅肺高血圧症患者指導管理などを受けている方

真皮を超える褥創の状態にある者

ドレーンチューブを使用している方

人工肛門・人工膀胱を設置している方

在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している方

2,500 円／月

□看護・介護職員連携強化加算

2,500 円／月

(訪問看護ステーションが喀痰吸引等の業務を行う介護職員等の支援を行った場合)

□緊急時訪問看護加算

毎月 14 日目まで 2,650 円／日

毎月 15 日目以降 2,000 円／日

□長時間訪問看護加算

5,200 円／週 1 日

□在宅患者連携指導加算

3,000 円／月

□訪問看護医療 DX 情報活用加算

50 円／月

□在宅患者緊急時等カンファレンス加算

2,000 円

□看護・介護職員連携強化加算

2,500 円

□退院時共同指導加算

8,000 円

□特別管理指導加算

2,000 円

□退院支援指導加算

6,000 円

□長時間による退院支援指導加算

8,400 円

□訪問看護情報提供療養費

1,500 円

□訪問看護ターミナル療養費 1

25,000 円

□訪問看護ターミナル療養費 2

10,000 円

上記内容につきましては、医療保険法に基づいた利用料となっております。料料などでご不明な点は、ご遠慮なくご質問ください

## 1.1. 保険外の有償サービス

### 長時間訪問看護サービス

所定の訪問看護の時間を超えた場合や、定期的なものではなく自宅及び外出などに長時間付き添った場合

|              |         |
|--------------|---------|
| 日中 30 分ごと    | 4,000 円 |
| 夜間・早朝 30 分ごと | 5,000 円 |
| 深夜 30 分ごと    | 6,000 円 |

### 緊急対応的訪問看護サービス

介護保険で緊急時訪問看護加算を契約していない利用者で、緊急訪問をした場合

|            |          |
|------------|----------|
| 1 回 1 時間程度 | 13,700 円 |
|------------|----------|

### 保険適応でない訪問看護サービス

介護保険・医療保険外の訪問看護

|              |          |
|--------------|----------|
| 日中 1 時間ごと    | 8,000 円  |
| 夜間・早朝 1 時間ごと | 10,000 円 |
| 深夜 1 時間ごと    | 12,000 円 |

### 死亡時の看護

|            |         |
|------------|---------|
| 死亡後のご遺体のケア | 8,000 円 |
|------------|---------|

|                       |       |
|-----------------------|-------|
| 重度心身障害等医療費助成金支給申請書手数料 | 110 円 |
|-----------------------|-------|

## 12. 【付属文書】

### 1. 事業所が行っている他の業務

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

#### 【指定介護老人福祉施設】

特別養護老人ホーム高喜苑 (定員 50 名) 平成 9 年 8 月 1 日開設  
鹿児島県 4670101189 号 平成 12 年 3 月 2 日指定

#### 【指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護】

特別養護老人ホーム高喜苑 (定員 16 名) 平成 9 年 9 月 1 日開設  
鹿児島県 4670101189 号 平成 12 年 3 月 2 日指定

#### 【指定通所介護・指定介護予防通所介護】

武岡台デイサービスセンター (定員 55 名) 平成 14 年 10 月 1 日開設  
鹿児島県 4670102880 号 平成 14 年 9 月 13 日指定

#### 【指定認知症対応型通所介護・指定介護予防認知症対応型通所介護】

デイサービスセンター高喜苑 (定員 12 名) 平成 9 年 9 月 1 日開設  
鹿児島県 4670100975 号 平成 17 年 4 月 1 日指定  
鹿児島県 4670100975 号 平成 29 年 10 月 1 日休止

#### 【指定訪問入浴介護・指定介護予防訪問入浴介護】

訪問入浴センター高喜苑 平成 10 年 9 月 1 日開設  
鹿児島県 4670101288 号 平成 12 年 2 月 18 日指定  
鹿児島県 4670101288 号 令和元年 10 月 1 日休止

#### 【指定訪問介護・指定介護予防訪問介護】

ホームヘルプステーション高喜苑 平成 10 年 2 月 6 日開設  
鹿児島県 4670101437 号 平成 12 年 2 月 10 日指定

#### 【指定認知症対応型共同生活介護】

グループホーム武岡五丁目 (定員 9 名) 平成 14 年 8 月 6 日開設  
鹿児島県 4670102823 号 平成 14 年 8 月 6 日指定  
グループホーム武岡ハイランド (定員 18 名) 平成 15 年 7 月 1 日開設  
鹿児島県 4670103268 号 平成 15 年 7 月 1 日指定

#### 【ケアハウス】

シルバーフラット武岡台 平成 14 年 10 月 1 日開設

#### 【居宅介護支援】

指定居宅介護支援センター高喜苑 平成 11 年 10 月 1 日開設  
鹿児島県 4670100363 号 平成 11 年 9 月 29 日指定

#### 【指定定期巡回随時対応型訪問介護看護】

済生会サポートセンターなでしこ 平成 25 年 4 月 1 日開設  
鹿児島市 4690100971 号 平成 25 年 3 月 28 日指定

#### 【サービス付き高齢者向け住宅】

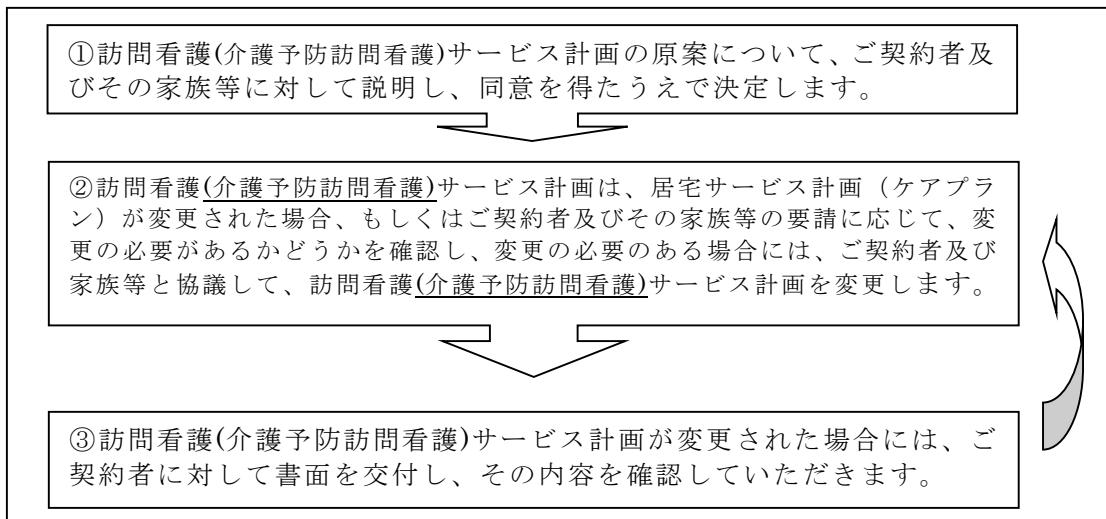
済生会なでしこの杜 平成 26 年 11 月 1 日開設

#### 【ミニデイ型通所介護サービス、運動型通所介護サービス】

済生会ヘルスサポートセンター武岡 平成 29 年 10 月 1 日開設  
鹿児島市 46A0100192 号 平成 29 年 9 月 20 日指定

## 1. 契約締結からサービス提供までの流れ

(1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「訪問看護（介護予防訪問看護）サービス計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。



(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

### ①要介護認定を受けている場合

- 居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。
- 訪問看護サービス計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。（償還払い）

↓

### 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

↓

- 作成された居宅サービス計画に沿って、訪問看護（介護予防訪問看護）サービス計画を変更し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

### ②要介護認定を受けていない場合

- 要介護認定の申請に必要な支援を行います。
- 訪問看護（介護予防訪問看護）サービス計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。（償還払い）

### 要支援、要介護と認定された場合

- 居宅サービス計画（ケアプラン）を作成していただきます。必要に応じて、居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。

### 自立と認定された場合

- 契約は終了します。
- 既に実施されたサービスの利用料金は全額自己負担となります。

### 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

- 作成された居宅サービス計画に沿って、訪問看護（介護予防訪問看護）サービス計画を変更し、それに基づきご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金を（自己負担額）をお支払いいただきます。

## 2. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、ご契約者又はその家族等から聴取、確認します。
- ③サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めます。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤サービス実施時に、ご契約者に病状の急変等が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）  
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

## 3. 損害賠償について

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

## 4. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の7日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮に次ページのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

#### （1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める訪問看護（介護予防訪問看護）サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不诚信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

#### （2）事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不诚信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

#### （3）契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

## III. 個人情報の取扱いについて

### 個人情報に関する基本方針

社会福祉法人<sup>恩賜</sup><sub>財団</sub>済生会支部鹿児島県済生会済生会鹿児島地域福祉センター（以下、「法人」という）は、利用者及びその家族の個人情報を適切に取り扱うことは、介護サービスに携わるものの大なる責務を考えます。

法人が保有する利用者及びその家族の個人情報に関し、適正かつ適切な取扱いに努力するとともに、広く社会から信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ることをここに宣言します。

#### 記

##### 1. 個人情報の適切な取得、管理、利用、開示、委託

- ① 個人情報の取得にあたり、利用目的を明示した上で、必要な範囲の情報を取得し、利用目的を通知または公表し、その範囲内で利用します。
- ② 個人情報の取得・利用・第三者提供にあたり、本人及びその家族の同意を得ることとします。
- ③ 法人が委託をする医療・介護関係事業者は、業務の委託に当たり、個人情報保護法と厚生省ガイドラインの趣旨を理解し、それに沿った対応を行う事業者を選定し、かつ個人情報に係る契約を締結した上で情報提供し、委託先への適切な監督をします。

##### 2. 個人情報の安全性確保の措置

- ① 法人は、個人情報保護の取り組みを全役員等に周知徹底させるために、個人情報に関する規則類を整備し、必要な教育を継続的に行います。
- ② 個人情報への不正アクセス、個人情報の漏えい、滅失、またはき損の予防及び是正のため、法人内において規則類を整備し、安全対策に努めます。

##### 3. 個人情報の開示・訂正・更新・利用停止・削除・第三者提供の停止等への対応

法人は、本人及び家族が自己の個人情報について、開示・訂正・更新・利用停止・削除、第三者提供の停止等の申し出がある場合には、速やかに対応します。これらを希望される場合には、個人情報相談窓口（電話 099-284-8250）までお問い合わせください。

##### 4. 苦情の対応

法人は、個人情報取扱に関する苦情に対し、適切かつ迅速な対応に努めます。  
なお、この個人情報に関する方針は、当法人のホームページで公表するとともに、要望に応じて紙面にて公表いたします。

URL <http://www.saiseikai-kg.jp/>

## 個人情報の利用目的

社会福祉法人<sup>恩賜</sup><sub>財團</sub>済生会支部鹿児島県済生会済生会鹿児島地域福祉センターでは、個人情報保護法及び利用者の権利と尊厳を守り安全管理に配慮する「個人情報に関する基本方針」の下、ここに利用者及びその家族の個人情報「利用目的」を公表します。

### 【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

#### 1、施設(又は事業所内)内部での利用目的

- ①施設(又は事業所)が利用者に提供する介護サービス
- ②介護保険事務
- ③介護サービスの利用にかかる施設(又は事業所)の管理運営業務のうち次のもの
  - ・入退所等の管理
  - ・会計、経理
  - ・介護事故、緊急時等の報告
  - ・当該利用者の介護・医療サービスの向上

#### 2、他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ① 施設(又は事業所)が利用者等に提供する介護サービスのうち
  - ・利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
  - ・その他の業務委託
  - ・利用者の診療等に当たり、外部の医師の意見・助言を求める場合
  - ・家族等への心身の状況説明
- ② 介護保険事務のうち
  - ・保険事務の委託(一部委託含む)
  - ・審査支払い機関へのレセプトの提出
  - ・審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
- ③損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

### 【上記以外の利用目的】

#### 1、施設(又は事業所)内部での利用に係る利用目的

- ①施設(又は事業所)の管理運営業務のうち次のもの
  - ・介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
  - ・施設(又は事業所)等において行われる学生等への実習への協力
  - ・施設(又は事業所)において行われる事例研究等

#### 2、他の事業所等への情報提供に係る利用目的

- ①施設(又は各事業所)の管理運営業務のうち
  - ・外部監査機関、評価機関等への情報提供

#### 3、広報活動に係る利用目的

事業所活動状況や様子等、写真を含む

- ①ホームページへの掲載
- ②広報誌への掲載
- ③写真の掲示や配布

\*サービス提供時(施設内外行事等を含む)に撮影した写真の利用についてご意向をお聞かせ下さい。 □に をお願い致します。

- 施設内での掲示に同意します。
- 利用者への配布に同意します。
- 広報誌、パンフレット等への掲載に同意します。
- ホームページへの掲載に同意します。
- 上記項目に同意しません。

なお、あらかじめ利用者本人及びその家族の同意を得ないで、利用目的の必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)サービスの提供開始にあたり、利用者、契約者及び家族代表に対して本署名に基づき契約書ならびに重要事項、個人情報の取り扱いについて説明をいたしました。

|       |   |   |
|-------|---|---|
| 〈事業者〉 | 社会福祉法人 <small>恩賜財團</small> 濟生会支部鹿児島県濟生会<br>濟生会鹿児島地域福祉センター   |   |
| 代表者   | 所長 吉田 紀子  | 印 |
| 住 所   | 鹿児島市武岡 5 丁目 51 番 10 号                                       |   |
| 〈説明者〉 | 事業所名 なでしこ訪問看護ステーション<br>事業所番号 4660190051 号<br>説明者 職 名<br>氏 名 | 印 |

私は、本書面に基づいて事業者から契約書ならびに重要事項説明書、個人情報の取り扱いについて説明を受け、指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)サービスの提供開始及び個人情報の取り扱いについて同意し、契約を締結いたします。  
また、緊急時訪問看護加算や特別管理加算など、説明を受けた必要な加算の算定について同意致します。

|       |     |   |
|-------|-----|---|
| 〈利用者〉 | 住 所 |   |
|       | 氏 名 | 印 |

|       |     |   |
|-------|-----|---|
| 〈契約者〉 | 住 所 |   |
|       | 氏 名 | 印 |

(利用者との続柄 )

|        |     |   |
|--------|-----|---|
| 〈家族代表〉 | 住 所 |   |
|        | 氏 名 | 印 |

(利用者との続柄 )